

タイトル	日本の過長労働時間統計による正規雇用労働者の長時間労働問題への接近
著者	水野谷，武志； MIZUNOYA, Takeshi
引用	北海学園大学経済論集，73(1)： 37-45
発行日	2025-07-30

《論説》

日本の過長労働時間統計による正規雇用労働者の 長時間労働問題への接近

水 野 谷 武 志

はじめに

本稿の課題は、労働時間の公的統計を利用して、基本的な属性別に過長労働時間統計を作成することによって、特に正規雇用労働者における長時間労働の実態の一端に接近することである。ここで過長労働時間とは、いわゆる「過労死ライン」に相当する、週 60 時間以上の労働時間である。

今年（2024 年）は 1988 年に大阪で過労死 110 番がスタートして 36 年、2014 年に過労死等防止対策推進法が成立して 10 年になる。欧米先進国との貿易摩擦が激しさを増す中で日本の長時間労働が問題視され、政府においても労働時間の短縮が政策化されたのは 1980 年代であった。それから半世紀もの経過が近づこうとしているにもかかわらず、日本の長時間労働問題はどれだけ改善されたのだろうか。1980 年代は、過労死問題が社会問題化した時期であり、その改善のためにも労働時間の短縮が喫緊の課題であったが、現在においても過労死は労働災害統計でわかる範囲だけでみても存在し続けているどころか、過労自殺件数に至っては増加傾向にさえある。深刻な過労死・過労自殺問題を長く解消できていない背景には日本の長時間労働問題の未解消があると思われる。実際、日本の労働時間が先進諸国では飛び抜けて長い状況が続いている（水野谷 2022）。

過労死・過労自殺の労災認定基準において、発症前の時間外労働が月 80 時間を超えてい

るかどうかが 1 つの基準となっており、これを週労働時間に換算すると、およそ週 60 時間労働になり、これが「過労死ライン」に相当する。では、このような長過ぎる労働時間で働く労働者の規模はどの程度で、どのように推移してきたのか、また職業別にはどうなのか。過労死等防止対策推進法の施行によって、過労死等防止対策白書が毎年発行され、その中で、過労死・過労自殺統計とともに、過長労働時間に関する統計が示されている。しかし、そこで示されている過長労働時間統計には性及び雇用形態の区分がないこと、週 60 時間以上が一括りされていることに検討の余地がある。

長時間労働問題がより顕著である正規雇用労働者に焦点を絞り、性及び職業別統計を作成するとともに、より深刻な週 80 時間以上の区分も設けることによって、正規雇用労働者における長時間労働の深刻な実態を明らかにしたい。

1. 白書における過労死・過労自殺統計及び過長労働時間統計

ここでは 2022 年度過労死等防止対策白書（2023 年 10 月発行、以下「白書」）に掲載されている統計を批判的に検討する。

1.1 過労死・過労自殺統計

日本の過労死・過労自殺統計は労災及び公務災害に関わる業務統計として作成され、公表されている。具体的には、(i) 民間雇用労働

表1 過労死・過労自殺関連件数

(単位: 件数)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
脳・心一労災 請求件数	889	767	802	898	842	784	763	795	825	840	877	936	784	753
認定件数	377	293	285	310	338	306	277	251	260	253	238	216	194	172
(うち死亡)	158	106	113	121	123	133	121	96	107	92	82	86	67	57
精神一労災 請求件数	927	1136	1181	1272	1257	1409	1456	1515	1586	1732	1820	2060	2051	2346
認定件数	269	234	308	325	475	436	497	472	498	506	465	509	608	629
(うち死亡)	66	63	65	66	93	63	99	93	84	98	76	88	81	79
脳・心一公務 請求件数*	68	59	63	72	43	30	35	45	54	59	62	56	50	40
認定件数	23	14	15	19	24	21	25	33	20	14	16	27	22	22
(うち死亡)	11	8	8	10	11	12	7	14	10	7	6	12	10	8
精神一公務 請求件数*	86	88	104	142	134	91	71	120	130	116	146	186	178	216
認定件数	22	22	21	27	28	33	47	41	55	43	17	67	68	76
(うち死亡)	6	6	9	9	4	6	19	11	17	13	3	21	19	18
脳・心一小計 請求件数	957	826	865	970	885	814	798	840	879	899	939	992	834	793
認定件数	400	307	300	329	362	327	302	284	280	267	254	243	216	194
(うち死亡)	169	114	121	131	134	145	128	110	117	99	88	98	77	65
精神一小計 請求件数	1013	1224	1285	1414	1391	1500	1527	1635	1716	1848	1966	2246	2229	2562
認定件数	291	256	329	352	503	469	544	513	553	549	482	576	676	705
(うち死亡)	72	69	74	75	97	69	118	104	101	111	79	109	100	97
合計 請求件数	1970	2050	2150	2384	2276	2314	2325	2475	2595	2747	2905	3238	3063	3355
認定件数	691	563	629	681	865	796	846	797	833	816	736	819	892	899
(うち死亡)	241	183	195	206	231	214	246	214	218	210	167	207	177	162

注:

①「脳・心一労災」=脳・心臓疾患に関わる労災

②「精神一労災」=精神障害に関わる労災

③「脳・心一公務」=一般職の国家公務員及び地方公務員における 脳・心臓疾患に関わる公務災害

④「精神一公務」=一般職の国家公務員及び地方公務員における 精神障害に関わる公務災害

⑤「脳・心一小計」=①+③

⑥「精神一小計」=②+④

⑦「合計」=⑤+⑥

*正確には、国家公務災害では「協議件数」、地方公務災害では「受理件数」と言うが、ここでは便宜的に「請求件数」とした。

出所:「2022年度過労死等防止対策白書」より筆者が抜粋して作成。

働者の過労死等の労災補償状況(厚生労働省), (ii) 一般職の国家公務員の公務災害補償状況(人事院), (iii) 地方公務員の公務災害補償状況(地方公務員災害補償基金)が毎年度公表されている。

「白書」には(i)～(iii)の統計から抜粋

した図表が「過労死等の現状」として掲載されている。(i)～(iii)の大まかな状況を確認するために、「白書」の統計表から抜粋して表1を作成した。民間・公務ともに精神障害による労災・公務災害の請求・認定件数の増加が目立つ。脳・心臓疾患の請求・認定件

数は減少傾向にあるが、依然として高い水準にある。2021 年度に過労死・過労自殺でなくなった人数は 162 人であった。

ただし、(i) ～ (iii) には大きな限界があることに注意すべきである。第 1 に、自営業者や特別職の国家公務員は (i) や (ii) の対象外である。第 2 に、過労死・過労自殺統計で示される「過労死・過労自殺者数」はあくまでも労災の「認定基準」にもとづいて「認定」された件数にすぎず、労災申請したが「不認定」と判断されただけで、明らかに過労が原因で死亡あるいは自死に至った場合が数多くあるし、さらには過労による死亡・自死が原因とわかっていても遺族が労災を申請していない（できない）場合も数多く存在していることを忘れてはならない。過労死・過労自殺の全体的な把握が大きな課題となっている（藤岡 2018, 川人 2024）。第 4 に、日本の労災統計は女性の労災・職業病をみえなくさせているとの指摘がある（石井 2019, 2024）。

1.2 過長労働時間統計

「白書」には「労働時間等の状況」として、労働時間に関する公的統計（「毎月勤労統計調査」及び「労働力調査」）を利用した統計図表が多数、掲載されている。その中でも、長時間労働者に注目して、週 60 時間以上働く雇用者の割合が属性別（男女、年齢、業種、企業の従業者規模）に統計図表にまとめられている。

過労死等防止対策推進法は過労死等を防止する対策「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」）を定めることとし、2015 年に初めての「大綱」が策定された。その後 3 年毎の見直しを経て、現在は 2021 年策定の「大綱」が最新版である。

最新版「大綱」には「過労死等防止対策の数値目標」が加えられ、労働時間については、「週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち、週

労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 % 以下とする（2025 年まで）」としている。

この労働時間の数値目標に対応し、「白書」には 60 時間以上働く雇用者の割合の統計図表が掲載されている。この割合について例えば、第 1-1-1-9 図（「白書」p.10）では、2022 年において男性 10.9%、女性 4.8%、割合が最も高い年齢層は男性 40 歳代の 13.4%、女性 60 歳以上の 9.0%であった。

過長労働時間の現状を把握するために、「白書」に掲載されている長時間労働者の労働時間統計は一定程度評価できるが、性と雇用形態で労働時間格差が大きい日本において、雇用者だけの割合を示すだけでは不十分である。

「白書」以外で、過長労働時間に特化した統計研究はあまり見当たらないが（太田他 2010, 長尾他 2017）、藤岡光夫氏による所得階級別長時間労働者の長期比較分析は注目し値する（藤岡 2023）。氏は「就業構造基本調査」の公表データを使い、統計的パターン分析法（SPA 法）によって、性、年齢、雇用形態、職業、所得階級別に長時間労働者の特徴とその長期的な推移の析出を試みている。SPA 法を含めた氏による研究に学び、これを発展させることは筆者の今後の課題としたい。

2. 日本の過長労働時間統計

ここでは、「白書」で取り上げられている過長労働時間統計を、日本における労働時間統計の中に位置づけることによって、本稿の分析で使用すべき統計を確認する。

2.1 日本の労働時間に関する主要な公的統計

①総務省統計局「労働力調査」

世帯を対象に毎月実施される周期調査で、標本の大きさは約 4 万世帯である。労働時間の設問については、月末 1 週間に実際に働いた就業時間を実数で答えさせる形式（労働力

方式：current activity status)である。本稿ではこれを便宜的に「週実労働時間」とよぶ。

②総務省統計局「就業構造基本調査」

世帯を対象に5年毎に実施される構造調査で、標本の大きさは約54万世帯である。労働時間の設問については、ふだんの1週間の就業時間を時間階級の選択肢から答えさせる方式(有業者方式(usual status)である。本稿では「週通常労働時間」とよぶ。

③厚生労働省「毎月勤労統計調査」

事業所(5人以上規模)を対象に毎月実施される周期調査で、標本の大きさは約33,000事業所(常用労働者5人以上)である。労働時間の設問については、賃金台帳にもとづいて事業所に申告させる方式である。

2.2 過長労働時間統計

上記の統計調査において公表されている過長労働統計をここで確認しておきたい。

①では、2012年調査までは週60時間以上で集計・公表していたが、2013年調査から週60～69、70～79、80時間以上に分けて集計・公表するようになった。

②では、2007年調査までは調査票の選択肢が週65時間以上のみであったが、2012年調査からは選択肢を週65～74、75時間以上に分けた。さらに、2022年調査からは選択肢方式を止めて、実数回答方式に変更した。

③は事業所による申告であり、不払残業時間を含まない労働時間統計なので本稿では採用できない。したがって本稿では①と②を使い、さらに過長労働時間区分が詳細になった年次以降、すなわち①については2013年以降、②については2012年以降の統計を採用する。なお、①についてはミクロ統計データを利用することで、公表レベルの統計にはない過長労働時間区分を年次にかかわらず独自に集計することが可能であるが、それは筆者の今後の研究課題としたい。

3. 分析方法

過長労働時間として週60時間以上の割合に注目し、正規雇用労働者(総務省統計の定義では「正規の職員・従業員」)の労働時間階級別分布統計を使う。非正規雇用者の労働時間は一般的に正規雇用者よりも短いので、正規雇用労働者だけで過長労働時間割合を見るのが妥当である。

過長労働時間である週60時間以上の割合については、週80時間以上の割合についても注目する。「労働力調査」や「就業構造基本調査」において週60時間以上の階級が細かく集計・公表されるようになったのでこれを利用する。

属性による差を見るために、基本属性の1つである職業別分布統計も作成する。そのために職業別集計が充実している「就業構造基本調査」を使う。さらに、特定の職種として、「大綱」において長時間労働者が多いとの指摘があり、したがって重点的な調査研究が必要であるとされている職種・業種のうち、「自動車運転従事者」、「教員」、「医師」を取り上げて分析する。

なお、コロナ禍前後で社会・労働環境が大きく変化したので、コロナ禍前と後を単純に並べて比較するのは適切ではない。そこで本稿では、分析の対象期間をコロナ禍前の2019年以前に限定する。

4. 分析結果

4.1 週実労働時間階級別正規雇用労働者数(表2)

2013～19年の過長労働時間割合は減少傾向にあるが、男女差(男性>女性)が非常に大きく、2019年では男性が約10%であるのに対して女性は約4%である。過長労働時間を人数で見ると、2019年では男性260万人、女性45万人も存在する。

表 2-1 週実労働時間階級別正規雇用労働者数, 男性, 2013~19 年

(単位: 万人, %, 時間)

	週 42 時間以下	週 43~48 時間	週 49~59 時間	週 60~69 時間	週 70~79 時間	週 80 時間以上	合計	平均週間 就業時間
2013 年	938(41.8)	507(22.6)	458(20.4)	214(9.5)	83(3.7)	42(1.9)	2242(100.0)	46.9
2014 年	951(42.6)	496(22.2)	455(20.4)	212(9.5)	81(3.6)	39(1.7)	2234(100.0)	46.7
2015 年	941(42.1)	515(23.0)	458(20.5)	207(9.3)	78(3.5)	37(1.7)	2236(100.0)	46.7
2016 年	968(43.0)	520(23.1)	459(20.4)	200(8.9)	72(3.2)	34(1.5)	2253(100.0)	46.5
2017 年	938(41.1)	544(23.8)	493(21.6)	205(9.0)	71(3.1)	32(1.4)	2283(100.0)	46.8
2018 年	1024(44.3)	537(23.2)	469(20.3)	188(8.1)	65(2.8)	30(1.3)	2313(100.0)	45.9
2019 年	1042(45.2)	544(23.6)	459(19.9)	176(7.6)	58(2.5)	27(1.2)	2306(100.0)	45.5

出所: 「労働力調査」より筆者が作成。

注: 括弧内の数字は行構成比。

表 2-2 週実労働時間階級別正規雇用労働者数, 女性, 2013~19 年

(単位: 万人, %, 時間)

	週 42 時間以下	週 43~48 時間	週 49~59 時間	週 60~69 時間	週 70~79 時間	週 80 時間以上	合計	平均週間 就業時間
2013 年	624(63.3)	197(20.0)	114(11.6)	34(3.4)	11(1.1)	6(0.6)	986(100.0)	41.5
2014 年	631(64.8)	185(19.0)	110(11.3)	33(3.4)	10(1.0)	5(0.5)	974(100.0)	41.1
2015 年	635(63.6)	199(19.9)	115(11.5)	34(3.4)	11(1.1)	4(0.4)	998(100.0)	41.3
2016 年	661(64.2)	201(19.5)	118(11.5)	35(3.4)	10(1.0)	5(0.5)	1030(100.0)	41.2
2017 年	675(63.7)	208(19.6)	127(12.0)	34(3.2)	10(0.9)	5(0.5)	1059(100.0)	41.4
2018 年	716(66.1)	206(19.0)	115(10.6)	32(3.0)	9(0.8)	5(0.5)	1083(100.0)	40.8
2019 年	725(65.7)	215(19.5)	119(10.8)	31(2.8)	9(0.8)	5(0.5)	1104(100.0)	40.7

出所: 「労働力調査」より筆者が作成。

注: 括弧内の数字は行構成比。

さらに週 80 時間以上という余りにも長すぎる時間を働いている正規雇用労働者は、2019 年では男性 27 万人、女性 5 万人存在する。

表には参考までに平均週間就業時間を掲載した。平均時間だけでは過長労働時間の存在が見えなくなってしまうので、注意が必要である。

4.2 「労働力調査」と「就業構造基本調査」による労働時間階級別構成比の比較(表 3)

「労働力調査」は月末 1 週間の実労働時間なので、調査週に普段よりも長時間（あるい

は短時間）働いたかもしれない。「就業構造基本調査」は「普段」の週間実労働時間を尋ねているので、2つの統計を比較することで、「労働力調査」結果の妥当性を点検する。

「労働力調査」と「就業構造基本調査」の統計表で労働時間階級が少し違うこと、年次が 2012/13 年でずれている（「労働力調査」で労働時間区分が詳細になったのは 2013 年以降であることによる）ことに注意する必要があるが、両者の分布にそれほど大きな差はない。つまり、「労働力調査」の過長労働時間の割合は、たまたま調査週に長時間働いた労働者が多かったということではなく、まさに「普段」から「過長労働時間」で働いてい

表3-1 「労働力調査」による週実労働時間階級別正規雇用労働者数 (単位: 万人, %)

	2013 年				2017 年			
	男性		女性		男性		女性	
42 時間以下	938	(41.8)	624	(63.3)	938	(41.1)	675	(63.7)
43～48	507	(22.6)	197	(20.0)	544	(23.8)	208	(19.6)
49～59	458	(20.4)	114	(11.6)	493	(21.6)	127	(12.0)
60～79	297	(13.2)	45	(4.6)	276	(12.1)	44	(4.2)
80 時間以上	42	(1.9)	6	(0.6)	32	(1.4)	5	(0.5)
合計	2242	(100.0)	986	(100.0)	2283	(100.0)	1059	(100.0)

出所: 「労働力調査」より筆者が作成。

注: 括弧内の数字は列構成比。

表3-2 「就業構造基本調査」による週通常労働時間階級別正規雇用労働者数 (単位: 万人, %)

	2012 年				2017 年			
	男性		女性		男性		女性	
42 時間以下	655	(30.6)	465	(49.0)	685	(31.5)	524	(51.3)
43～48	618	(28.9)	266	(28.1)	678	(31.2)	294	(28.8)
49～59	506	(23.6)	146	(15.4)	495	(22.8)	139	(13.6)
60～74	292	(13.6)	60	(6.4)	255	(11.7)	55	(5.4)
75 時間以上	70	(3.3)	11	(1.2)	60	(2.7)	10	(0.9)
合計	2142	(100.0)	949	(100.0)	2174	(100.0)	1021	(100.0)

出所: 「就業構造基本調査」より筆者が作成。

注: 括弧内の数字は列構成比。

ることを示している。

4.3 職業, 週通常労働時間階級別正規雇用労働者構成比 (表4)

2017 年において, どの職業で特に過長労働時間割合が高いのかをみる。男性では運転従事者 (29.2%), サービス職 (21.4%), 販売職 (16.2%), 女性では運転従事者 (24.4%), 管理職 (16.5%), 農林業従事者 (16.4%) である。男女ともに運転従事者の過長労働時間が深刻で, 週 80 時間以上割合が 6 % 台にも達している。

本稿には掲載していないが, 2012 年結果と比較してもこの順位はほぼ変わらない。ただ, 女性管理職の過長労働時間割合が 2012 → 17 年に増加した (9.2 → 16.5%)。

4.4 医師・自動車運転従事者, 教員の週通常労働時間階級別正規雇用労働者構成比 (表5)

「大綱」において重点的な調査研究対象とされた「自動車運転従事者」, 「教員」, 「医師」に注目すると, 驚くべきことに, 3つの職種ともに男性の過長労働時間割合は3割後半に達しており, 医師に至っては4割を超えている。男性医師の週 80 時間以上割合は 15.6% にもなる。女性は男性ほど高くないが, 過長労働時間割合が2割後半, 自動車運転従事者に至っては3割を超えている。女性の医師と自動車運転従事者の1割弱が週 80 時間以上働いている。

表 4-1 職業、週通常労働時間階級別正規雇用労働者構成比、年間 200 日以上就業、男性、2017 年

(単位：％，万人)

	総数		～42	43～48	49～59	60～74	75 時間～
職業総計	100.0	(2174)	31.5	31.2	22.8	11.7	2.7
管理的職業従事者	100.0	(25)	42.1	28.4	17.3	9.3	2.9
専門的・技術的職業従事者	100.0	(407)	30.0	31.0	23.5	11.7	3.9
事務従事者	100.0	(441)	41.0	30.4	19.6	7.5	1.4
販売従事者	100.0	(285)	26.7	30.7	26.3	13.7	2.5
サービス職業従事者	100.0	(101)	34.0	25.2	19.4	17.1	4.3
保安職業従事者	100.0	(68)	35.1	27.7	20.6	12.0	4.6
農林漁業従事者	100.0	(20)	29.5	35.2	20.6	11.5	3.2
生産工程従事者	100.0	(412)	30.3	34.7	24.6	9.1	1.3
輸送・機械運転従事者	100.0	(142)	22.7	25.3	22.9	23.2	6.0
建設・採掘従事者	100.0	(146)	21.6	38.2	24.7	12.9	2.7
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	(93)	33.4	30.2	21.1	12.9	2.4

注：括弧内の数字は実数（万人）。

出所：「就業構造基本調査」より筆者が作成。

表 4-2 職業、週通常労働時間階級別正規雇用労働者構成比、年間 200 日以上就業、女性、2017 年

(単位：％，万人)

	総数		～42	43～48	49～59	60～74	75 時間～
職業総計	100.0	(1021)	51.3	28.8	13.6	5.4	0.9
管理的職業従事者	100.0	(2)	47.2	20.5	15.9	14.4	2.1
専門的・技術的職業従事者	100.0	(305)	44.5	29.4	16.8	8.0	1.4
事務従事者	100.0	(374)	59.3	27.6	10.1	2.5	0.4
販売従事者	100.0	(95)	47.0	30.3	15.4	6.5	0.9
サービス職業従事者	100.0	(127)	50.3	28.1	14.3	6.2	1.1
保安職業従事者	100.0	(5)	44.7	30.4	16.4	6.2	2.3
農林漁業従事者	100.0	(8)	33.8	26.6	23.1	12.5	3.9
生産工程従事者	100.0	(67)	49.2	32.2	13.5	4.3	0.9
輸送・機械運転従事者	100.0	(3)	28.1	24.8	22.6	18.0	6.4
建設・採掘従事者	100.0	(3)	39.3	38.2	14.6	7.9	0.0
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	(16)	55.0	26.7	12.8	4.8	0.7

注：括弧内の数字は実数（万人）。

出所：「就業構造基本調査」より筆者が作成。

5. 結 論

コロナ禍前の状況ではあるが、男性正規雇用労働者の異常な長時間労働の常態化（表 2-1 及び 2-2 から時系列的にも、そして表 3-2 の「就業構造基本調査」からみた「普

段」の働き方としても）が確認された。例えば表 2-1 をみると 2019 年では、過長労働時間に該当する男性労働者数は約 260 万人（約 11%）、週 80 時間以上でも約 27 万人（約 1%）も存在する。また男性に比べれば少ないが、表 2-2 を見ると過長労働時間に該当す

表5-1 医師・教員・自動車運転従業者における週通常労働時間階級別正規雇用労働者構成比、
年間200日以上就業、男性、2017年 (単位：％，万人)

	総数		～42	43～48	49～59	60～74	75時間～
職業総計	100.0	(2174)	31.5	31.2	22.8	11.7	2.7
医師	100.0	(14)	21.4	18.9	18.7	25.4	15.6
教員	100.0	(66)	21.6	18.0	24.0	25.0	11.3
自動車運転従事者	100.0	(98)	16.0	21.9	24.3	29.9	7.9

注：括弧内の数字は実数（万人）。

出所：「就業構造基本調査」より筆者が作成。

表5-2 医師・教員・自動車運転従業者における週通常労働時間階級別正規雇用労働者構成比、
年間200日以上就業、女性、2017年 (単位：％，万人)

	総数		～42	43～48	49～59	60～74	75時間～
職業総計	100.0	(1021)	51.3	28.8	13.6	5.4	0.9
医師	100.0	(4)	29.4	20.6	23.8	17.3	8.9
教員	100.0	(60)	22.9	21.8	28.8	22.6	3.8
自動車運転従事者	100.0	(2)	19.4	25.2	23.9	23.0	8.6

注：括弧内の数字は実数（万人）。

出所：「就業構造基本調査」より筆者が作成。

る女性は45万人も存在する。

過労死等防止対策推進法が制定され、そこでは過労死・過労自殺のない社会の実現を目的としているにもかかわらず、過長労働時間に該当する男女の絶対数の大きさは深刻過ぎる問題ではないか。この点で「大綱」の数値目標「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5％以下とする（2025年まで）」は妥当なのか。5％の実数が余りにも大きすぎて許容できる目標なのか疑問に感じる。また、職種によって過長労働時間の割合に大きな違いがあり、より深刻な職種は男女ともに「輸送・機械運転従事者」である。上記の数値目標は全職種を平均した値なので注意が必要である。さらに長時間労働が深刻な職種として指摘され続けてきた「自動車運転従事者」、「教員」、「医師」に絞って見ると、男女ともに、過長労働時間割合の高さが異常であることを再認識させられた。

過労死ラインを超えるような働き方が常態化している労働者が数百万単位で存在する事

態を改善しない限り、過労死・過労自殺の撲滅は達成できない。撲滅するためには総合的な対策が必要であるが、その中でも過長労働時間に該当する正規雇用労働者の労働時間短縮は喫緊の課題である。

参考文献

- 石井まこと（2019）「労働災害・職業病・安全衛生とジェンダー」『経済学論纂』第59号、第5・6合併号
- 石井まこと（2024）「女性の労災・職業病をみえなくさせているものは何か」『女性労働問題研究』第68号
- 太田聰一・黒田祥子・玄田有史（2010）「2000年代における男性長時間労働に関する計量分析：「労働力調査」による検証」『総務省統計研修所リサーチペーパー』第21号
- 川人博（2024）「過労死研究のこれまでとこれから：原点に立ち返って」（過労死防止学会第10回大会記念講演の報告要旨及び当日映写資料）
- 過労死弁護団全国連絡会議編（2022）『過労死：過重労働・ハラスメントによる人間破壊』旬報社

厚生労働省（2023）『過労死等防止対策白書』

長井伸一・野村大輔・永井恵子（2017）「Who works long hours?：労働力調査及び社会生活基本調査のミクロデータを用いた長時間労働に関する分析」『統計研究彙報』第74号

藤岡光夫（2018）『健康格差の統計的パターン分析』せせらぎ出版

藤岡光夫（2023）「SPA法による所得階級別長時間労働の長期比較分析：性・年齢・雇用形態・職業

別」（経済統計学会第67回全国研究大会発表資料）

水野谷武志（2022）「労働時間統計の国際比較方法」（経済統計学会第66回全国研究大会発表資料）

【付記】本稿は2024年9月12～13日に立命館大学大阪いばらきキャンパスで開催された経済統計学会第68回全国研究大会で発表した内容を論文化したものである。